

令和8年第6回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和8年4月28日（月）午後2時開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員等

教 育 長	平 田 浩 一	委 員	木 下 えり子
委 員	行 合 八恵子	委 員	吉 森 啓 司
委 員	池 崎 教 授	委 員	小 林 景 子

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	新 木 健 一	教育総務課長	福 田 稔
学校教育課長	蓮 池 貴 司	生涯学習課長	奥 山 紀 子
学校給食課長	宮 崎 奈 美	文 化 課 長	谷 口 哲 也
学校教育課審議員	松 本 祥 司	学校教育課審議員	鶴 田 美 紀
教育総務課課長補佐	伊野上 乾 悟	学校教育課課長補佐	岩 下 健太郎
学校教育課課長補佐	宮 本 美 香	学校教育課教務係長	中 原 静 也
生涯学習課課長補佐	坂 本 真理子	生涯学習課中央図書館庶務係長	吉 田 悦 子
学校給食課課長補佐	袋 田 一 貴	文化課課長補佐	松 下 慎 司
文化課文化振興・文化財係長	松 本 博 幸	教育総務課課長補佐	松 下 美 紀

5 本会議に付した議題等

(1) 議題

議第22号 臨時代理事項の承認について
議第23号 臨時代理事項の承認について
議第24号 臨時代理事項の承認について
議第25号 臨時代理事項の承認について
議第26号 天草市教育振興審議会委員の委嘱及び任命について
議第27号 天草市奨学生選考委員会委員の任命及び委嘱について
議第28号 天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について
議第29号 天草市教育振興審議会への諮問について
議第30号 天草市文化財保護審議会への諮問について

(2) 協議・報告

(1) 天草市地域学校協働活動運営委員会委員について
(2) 令和8年度天草市地域学校協働活動推進委員について
(3) 令和7年度天草市教育委員会共催及び後援承認事業について
(4) 通学路安全対策に係る報告について
(5) 天草市文化振興計画（改定版）について
(6) 崎津諏訪神社の改修及び旧修道院の解体について
(7) 令和8年5月行事予定について

6 会議の概要

(1) 開会

平田教育長： ただ今から、令和8年第6回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないこ

とを確認する。

(2) 前回会議録の承認

平田教育長： 前回定例会の会議録であるが、何か意見はないか。なければ承認してよろしいか。
(全員承認する)

(3) 教育長報告

平田教育長： 委員の皆様には、幼稚園小中学校の入園式、入学式は大変お世話になった。年度始め小学校新一年生の通学は心配するところであるが、黄色い帽子をかぶり、春の交通安全運動等、地域の皆様の協力も得ながら無事にスタートしたところである。牛深ハイヤマつりが 17、18、19 日に開催され、17 日は牛深高校、牛深中学校がハイヤ大橋からの総踊りを披露し、好評であった。天気が心配されたが、18 日は記念式典と総踊り、19 日は総踊りがあった。また、19 日には五和中イルカウォッチングガイドのブルーフレンズ 9 人がボランティアガイドとしてデビューした。今後、月一回程度行う予定であり、河浦中のように継続してくれることを期待したい。昨年度まで 2 年間にわたり、文部科学省委託事業であるリーディング DX スクール事業に取り組んできたが、今年度はその後継事業である生成 AI パイロット校事業の指定内定の連絡を受けた。引き続き全 30 校で取り組んでいきたい。

(4) 議題

議第 22 号 臨時代理事項の承認について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田教育総務課長： 本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び天草市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を経る必要があるが、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、教育長が臨時に代理を行ったため、報告するものである。提案理由は、教育委員会の権限に属する事務を教育長が臨時に代理したときは、天草市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 3 項の規定により、教育委員会に報告し、その承認をお願いします。天草市立小・中学校のあり方検討会設置要綱については、令和 6 年 10 月 24 日付けで制定したものであるが、令和 8 年 2 月に天草市立小中学校適正規模適正配置審議会を設置し、これまで実施していた検討事項について、同審議会にて審議・協議を移行させるため、要綱を廃止するものである。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。なければ、議第 22 号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第 23 号 臨時代理事項の承認について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

奥山生涯学習課長： 本件については、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、当該事務について教育長が臨時に代理したので報告するものである。臨時代理書には、社会教育委員として委嘱又は任命した 2 名を記載している。委員の欠員に伴い、任期を令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までとして、承認をお願いします。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。なければ、議第 23 号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第 24 号 臨時代理事項の承認について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

奥山生涯学習課長： 本件については、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、当該事務について教育長が臨時に代理したので報告するものである。臨時代理書には、天草市立図書館長として任命した3名を記載している。牛深図書館長、御所浦図書館長は再任、河浦図書館長は新任となる。任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとして、承認をお願いするものである。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。なければ、議第24号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第25号 臨時代理事項の承認について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

奥山生涯学習課長： 本件については、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、当該事務について教育長が臨時に代理したので報告するものである。臨時代理書には、図書館協議会委員として任命した1名を記載している。委員の欠員に伴い、任期を令和8年4月1日から令和8年6月30日までとして、承認をお願いするものである。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。なければ、議第25号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第26号 天草市教育振興審議会委員の委嘱及び任命について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田教育総務課長： 本件については、現在、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間に任期とし、13名の方に委嘱をしているが、今回4名の委員が所属する団体から交代の申し出があったことから、清田聖氏、西田光樹氏、有馬恭彦氏、長元正英氏の4名を新たに委嘱するため、天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第10号の規定により教育委員会の議決を経る必要があることから、提案するものである。なお、4名の委員の任期については前任者の残任期間とし、令和8年5月1日から令和8年6月30日の2か月間となる。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。なければ、議第26号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第27号 天草市奨学生選考委員会委員の任命及び委嘱について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田教育総務課長： 本件について、本市では毎年、天草市奨学生選考委員会を開催し、奨学生の選考を行っている。今回、附属機関の委員を任命及び委嘱するには、天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第10号の規定により、教育委員会の議決を経る必要があるため提案するものである。奨学生選考委員会委員6名のうち、天草市民生委員児童委員協議会連合会代表の2名及び熊本県立天草高等学校長は再任で、天草市社会福祉協議会代表、天草市立御所浦中学校長及び天草市福祉事務所長は新任となる。なお、任期は令和8年5月1日から令和10年4月30日までの2年間となる。また、本年度の選考委員会は5月1日に開催予定である。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

木下委員： 新任の方は、各団体の人員の交代によるものか。

福田教育総務課長： そのとおりである。

平田教育長： 他になければ、議第27号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第 28 号 天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

蓮池学校教育課長： 本件については、本市で語学指導等を行う外国青年招致事業が、当該事業に参加する外国人を一括して募集、選考することとなっていることから、所管している一般財団法人自治体国際化協会が毎年定める任用規則を参考にして、本市を含む各任用団体において制定することとしており、このたび、協会の任用規則の改正を受け、熊本県が令和 8 年 4 月 1 日付けで任用規則を改正したことから、本市でも同様の改正が必要となり、規則の一部改正を行うものである。改正する項目は、第 6 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項並びに第 28 条第 1 項第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、第 14 条第 2 項「病気休暇は 1 回当たり、休日を含む連続する 10 日の範囲内の期間で取得することができる。ただし、病気休暇を承認された期間と期間の間が 7 日に満たないときは、それらの 2 つの期間は連続するものとみなす。」を「病気休暇の期間は、一の年度において 10 日の範囲内の期間とする。」に改めるものである。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

木下委員： 県の改正に則って変更するということでよろしいか。

蓮池学校教育課長： そのとおりである。

平田教育長： 他になければ、議第 28 号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第 29 号 天草市教育振興審議会への諮問について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田教育総務課長： 本件については、天草市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 15 号の規定により、教育委員会の議決を経る必要があるため、提案するものである。この審議会は、本市教育委員会の附属機関として位置付けられるもので、審議会条例の第 2 条には、教育委員会からの諮問に応じて、教育基本法第 17 条第 2 項の規定により定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画、いわゆる教育振興基本計画の策定及び見直しについて調査審議し、教育委員会に答申することと規定している。

第 3 次天草市教育振興基本計画中間見直しについて、諮問の趣旨は、本市の最上位計画である第 3 次天草市総合計画後期基本計画が策定されたことに伴い、施策の整合性の確保、国・熊本県の教育振興計画を踏まえ、本市の取組みを進める方向性、状況に応じた取組みの充実を図る必要がある。諮問事項として、5 つの項目をまとめている。本市総合計画後期基本計画との整合性を踏まえた教育振興計画の見直しの要否、国及び熊本県の教育振興基本計画に示される施策のうち、本市の状況に応じて取組みを進めるべき事項の方向性、現計画の進捗状況の評価及び課題の抽出、後期基本計画並びに国・県計画に対応する重点的取組み分野の整理、その他、教育振興計画の推進上、必要と認められる事項、以上が審議会あての諮問事項となる。

続いて、新旧対照表に基づく主な見直し内容について、分野毎に概要の説明を行う。まず、学校教育分野では、1 人 1 台端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現、学力調査等の分析に基づく指導力向上、校務 D X を推進し、I C T 活用と教職員の働きやすい環境づくりを重点化している。次に生涯学習分野では、地域と歩む学校づくりの推進、市民への学習機会の充実、青少年の体験学習機会や家庭教育支援の創出など、地域・家庭・学校が連携してこどもを育てる体制づくりを明確化している。また、芸術文化分野では、世界遺産を含む文化財の保存と活用、郷土芸能の継承者育成など、地域の文化資源を次世代へつなぐ取組みを重点化している。さらに、計画全体としては、国・熊本県の計画及び本市総合計画後期基本計画との整合性を図るため、計画の位置づけや記述内容を最新の状況に合わせて

整理している。

これらの見直し内容について、教育振興審議会において審議いただくため、諮問事項について、意見を求めるものである。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

吉森委員： グローバル化の進展において、棚底城跡など、外国の方に来てもらうのいいが、交通法規遵守の徹底や標識表示の対策もしてもらいたい。

平田教育長： ご意見として伺っておく。

福田教育総務課長： なお、今回は諮問事項として、この5項目でよいかというのを審議いただき、次回5月の教育委員会定例会では、素案として改めて提示させていただきたい。

池崎委員： 学校教育の働き方改革において、具体的に先生方の残業時間など、昨年の状況は把握しているのか。

松本学校教育課審議員： 昨年度の超過勤務状況は集計しており、昨年度は減少している。見直しにも内容を盛り込みたい。

平田教育長： 諮問事項についてはこの内容ということでよろしいか。他になければ、議第29号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第30号 天草市文化財保護審議会への諮問について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

谷口文化課長： 本件については、天草市指定文化財の現状変更許可について、天草市文化財保護審議会へ諮問を行うもので、附属機関への諮問事項については、天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第15号の規定により、教育委員会の議決を経る必要があるため、提案するものである。まず、本件に係る対象文化財について、名称はあこうの木、指定区分は市指定天然記念物、所在地は天草市御所浦町牧島、所有者は天草市である。市の景観重要樹木にも指定されており、住民の憩いの場である他、来島者への観光スポットの一つでもあり、御所浦地域における重要なシンボル、地域資源の一つとなっている。現状変更及び諮問の内容であるが、あこうの木の維持管理において、落葉の除去清掃等で地元住民の協力を得て実施しているが、高齢化等により負担が増大しており、清掃に係る負担軽減のため、あこうの木周囲の一部、94.6㎡をコンクリート舗装するものとして、所有者である天草市長から現状変更許可申請書が提出された。文化財の現状及び保存に影響を及ぼす現状変更許可行為については、天草市文化財保護条例第12条第1項の規定により、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないことと定められており、許可の判断を行うにあたり、附属機関である天草市文化財保護審議会に諮問し、専門的意見を聴取するものである。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。なければ、議第30号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

(5) 協議・報告

(1) 天草市地域学校協働活動運営委員会委員について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

奥山生涯学習課長： 天草市地域学校協働活動運営委員会委員について、運営委員のうち、地域学校協働活動推進員と行政関係者、学校関係者の3名について、前任者の残任期間について任命を行ったので報告する。

行合委員： 名簿に記載されている中尾氏については3月末において退職されていると思うが。

奥山生涯学習課長： これまで社会福祉協議会代表として出ている。ご本人及び先方からは交代の申し出がないため、そのままである。

(2) 令和8年度天草市地域学校協働活動推進委員について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

奥山生涯学習課長： 令和8年度天草市地域学校協働活動推進員について、令和8年4月1日付けで推進員の再任の委嘱と、統括コーディネーター並びに河浦小・中学校の推進員の交代により、新たに2名の委嘱を行ったので報告する。

(3) 令和7年度天草市教育委員会共催及び後援承認事業について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田教育総務課長： 令和7年度天草市教育委員会共催及び後援承認事業について、報告を行う。令和7年4月から令和8年3月までの間、天草市教育委員会の共催及び後援に関する事務取扱要綱に基づき申請があった72件について審査を行い、天草市教育長に対する事務委任規則の規定により、天草市教育委員会名で共催の承認を行った事業が4件、後援の承認を行った事業が66件、不承認と決定した事業が1件、取り下げが1件である。不承認の1件については、事業開催地が市外及び県外であり、市民の参加が多数見込まれるものでないため、不承認としたものである。なお、令和2年度に32件であった申請件数は、コロナ禍前の数値まで戻ってきている。

(4) 通学路安全対策に係る報告について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

蓮池学校教育課長： 本件について、協議会として対応策等を取りまとめたので報告を行う。交通安全については、令和7年度の要望件数65件のうち、31件47.7%が対策済み、あるいは本年度対策をすることとしており、防犯については要望件数が7件であったが、すべて対策済みとなっている。既に学校にも通知しており、ホームページでも公表している。

(5) 天草市文化振興計画（改定版）について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

谷口文化課長： この計画は、本市の文化振興を総合的に推進していくため、天草市総合計画の分野別計画である天草市教育振興基本計画を参酌し、策定している。計画期間は2023年度から2029年度までの7年間である。基本方針等々は不変としながらも、基本政策及び具体的施策は現状に合った政策としての充実を図るために、4年目に見直しを行い、2026年度からの後期計画として策定している。この後期計画の主な改正点については、推進体制として記載しているところであり、あらかじめ全体計画等々も委員には配布させていただいたので、ぜひお目通し願いたい。

(6) 崎津諏訪神社の改修及び旧修道院の解体について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

谷口文化課長： 本件について、両施設については、国選定重要文化的景観である天草市崎津・今富の文化的景観における重要な構成要素等として位置付けているため、報告を行う。

まず、崎津諏訪神社について、これまでの経緯としては、令和2年度に地元の神社総代会から、神社の老朽化に伴う建替え及び修繕の要望があったことから、その後、文化庁との協議により、建替えではなく、修繕による対応を行うこととなったが、総代会との協議が新型コロナの影響もあって進展していなかった。令和5年度に天草市文化的景観整備管理委員会において、現状確認や今後の対応などを協議したところ、建物の基礎部分の劣化が激しく、地盤を含む基礎調査が必要との意見を頂き、令和6年度に建物・地盤の老朽度調査を実施した。令和7年度に改修内容を神社総代会で検討され、文化庁や熊本県等とも情報を共有し、本年度、改修を実施することとなった。工事の内容につ

いては、神社の拝殿、幣殿、本殿、稻荷社の老朽部分の改修と、拝殿周辺部の地盤改良である。工事期間は、本年6月から9月までの4カ月間、工事費は概算で1,113万900円、このうち本市の補助制度により8割の890万4,000円を補助するが、この補助額の65%は、間接補助として国から市へ補助される。

次に、旧修道院について、この建物は昭和20年代のもので、かつては崎津教会のシスターの住居であったが、15年前から空き家となっている。教会および信徒会では、老朽化に伴う解体を決定されていたが、ここの土地は現在の崎津教会の前の教会が建てられていた場所であり、旧崎津教会堂跡として世界遺産の顕著な普遍的価値を示す要素に定めた関係で、解体を待っていただいていた。その後、保存・活用方策について、天草市文化的景観整備管理委員会での協議や、研究等を実施するなどしてきたが、具体的な活用策を見出すことができなかった。整備管理委員会においても、令和5年度に建物は解体やむなしとの結論に至り、翌6年度には、この建物に使われている部材等には、歴史的価値の高いものが含まれている可能性があるため、丁寧な解体調査を行うとともに、この土地の歴史を伝える整備を検討すること、との方針が出されたところである。これを受け、市も文化庁や長崎県、熊本県、長崎の世界遺産学術委員会作業部会とも世界遺産上の手続きなどについて協議を行ってきた中で、建物解体による地下遺構への影響や、遺構調査の必要性、解体後に整備する場合の世界遺産上の手続きなどについて助言を受けた。これに伴い、今後の対応については、はじめに、今年度、旧修道院の部材や建築記録等の調査を行いながら建物の取り壊しを行うが、土地への影響をなくすため、基礎部分を残した上屋のみの取り壊しとする。また、これに併せて基礎解体や遺構調査などについて検討し、その結果を受けて、次に基礎の解体や遺構調査を実施する予定である。広場等の整備についても並行して検討を行い、関係機関等との協議や手続きなどを経て、広場等の整備に繋がりたいと考えている。旧修道院の建物解体については、崎津諏訪神社改修後の10月以降を予定している。解体経費は調査費用も含めて約700万円、このうち調査等にかかる費用など8割の約560万円を天草市が負担し、2割の140万円を教会・信徒会が負担する予定としている。

(7) 令和8年5月行事予定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田教育総務課長： まず、5月1日に奨学生選考委員会を予定している。11日に熊本県市町村教育委員会連絡協議会定例会及び熊本県都市教育長協議会が熊本市で開催され、平田教育長、木下教育委員が出席される。14日から15日にかけて、全国都市教育長協議会定期総会が高知県高知市で開催され、平田教育長が出席される。18日から19日にかけて、天正遣欧少年使節ゆかりの地首長会議が本市で開催され、馬場市長・平田教育長が出席される。18日に会議及び交流会、19日には市内視察が行われる予定である。5月の教育委員会定例会は27日、教育振興審議会は28日に予定している。最後に、30日に天草市合併20周年記念式典が天草市民センターにおいて開催されるので、教育委員の皆様の出席をよろしく願います。

7 その他

平田教育長： その他で事務局や委員から何かないか。

岩下学校教育課長補佐： 天草市教育支援センター牛深教室、通称あかね学級が、5月11日に事業を開始するよう進めているので、ご報告をさせていただいた。

行合委員： 生徒の希望状況はいかがか。

蓮池学校教育課長： 見学が1件、検討中が2件である。

奥山生涯学習課長： 本日配布している令和7年度天草体験学習のまとめについて、この冊子は、学校教育課と生涯学習課が協働で、地域学校協働活動の取組内容に加え、学校教育で取組まれた

地球の歴史探求学や世界遺産学、そして新たに、未来を育む天草の海と学びについて掲載している。表紙にQRコードを表記しており、あまくさ市電子図書館や天草市体験学習サイトにおいても閲覧することができるので、ぜひご覧いただきたい。また、市立図書館だよりについては毎月配付する予定である。

8 閉会

平田教育長： 以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れさまでした。